主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人加藤博隆上告趣意について。

所論は、結局原判決の量刑不当の主張であるから、明らかに刑訴四〇五条に定める事由に該当しないし、また、同四一一条を適用すべきものとも認めることはできない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号に従い裁判官全員一致の意見で主文のと おり決定する。

昭和二五年六月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	田	中	耕	太	郎
裁判官	沢	田	竹	治	郎
裁判官	斎	藤	悠		輔